

栃木県労働基準協会連合会

令和4年3月1日

第58号

発行 (一社) 栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp

発行人 藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

令和4年度・技能講習等の計画表（保存版）を掲載しました。

ご予約は、お電話でお早めにお願ひ致します。（電話 028-678-2771、平日 9時から 17時まで受付）

栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況について【調査結果の概要と労働局の取組支援】

栃木労働局では、栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況調査を実施（調査委託：株式会社日本リサーチセンター）し、関係機関を構成委員とする「とちぎ公労使協働宣言実現会議（令和3年11月30日開催）」にて調査結果を公表しました。栃木労働局では、今後この調査結果をもとに、「正社員と非正規雇用労働者との待遇の見直し」について、事業主への支援を一層充実させて行くこととしています。

【調査の概要】

- ・調査期間 令和3年（2021年）9月1日～9月30日
- ・調査手法 インターネット調査（調査サイトを開設し、労働局からの文書、関係機関団体等への協力要請により事業主に回答を依頼）
- ・調査回答数 562事業場

【調査結果の概要】

- 1 「正社員との同一労働同一賃金の対象になりそうな非正規雇用労働者の有無」については、「**正社員と非正規雇用労働者との間に不合理な差はない**」と回答した割合が最も多く**63.9%**（参考：全国調査 37.0%）。
- 2 「非正規雇用労働者から、正社員との待遇差について説明を求められた場合」については、「**客観的・合理的に説明ができる**」と回答した割合が最も多く**52.9%**（参考：全国調査 33.1%）。
- 3 各種手当、賞与の支給状況については、
 - ・「**正社員、非正規雇用労働者いずれにも支給している**」と回答した割合が多いものとして「**賞与**」が**72.4%**、「**通勤手当**」が**89.7%**（参考：全国調査 「賞与」 52.0%、「通勤手当」 77.6%）。
 - ・「**正社員のみ**に支給している」と回答した割合が多いものとして「**役職手当**」が**79.3%**、「**退職手当**」が**67.8%**、「**家族手当**」が**51.7%**（参考：全国調査 「役職手当」 78.0%、「退職手当」 73.0%、「家族手当」 60.4%）。
- 4 対応に際しての課題については、
 - ・「**同一労働同一賃金の内容が分かりづらい**」が**37.2%**（参考：全国調査 50.1%）
 - ・「**非正規雇用労働者の処遇改善に充てる原資がない**」が**30.2%**（参考：全国調査 21.1%）
 - ・「**増加した人件費を価格転嫁できない**」が**29.1%**（参考：全国調査 49.2%）。

（注：「全国調査」とは令和2年5月に日本・東京商工会議所が公表した「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」結果を示す）

【対応に際しての課題に対する労働局による取組・支援の概要】

- 1 「同一労働同一賃金の内容が分かりづらい」については、今後も引き続き「栃木働き方改革推進支援センター」と連携し、セミナー等での制度説明、特に中小企業、小規模事業者に対する「個別支援」により、事業主の制度への理解を深め、取組支援を進めて行く。
- 2 非正規雇用労働者の処遇改善に充てる原資がない、「増加した人件費を価格転嫁できない」については、「キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金」により支援して行く。

【支援に関する問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎ 028-633-2795
栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800-800-8100
県北出張所 ☎ 0800-800-8103
県南出張所 ☎ 0800-800-8104



働き方改革推進支援センター



キャリアアップ助成金



業務改善助成金



調査結果等公表資料

とちぎ労基連トピックス①

令和3年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の受賞おめでとうございます。

令和3年度の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者が去る12月22日発表され、当県からは次の方々の受賞が決定しました。（建設業関係を除く）

御氏名（敬称略）	所属事業場
平石 勝美	村田発條株式会社 清原工場（宇都宮）
松本 康弘	株式会社 UACJ 押出加工小山（小山市）
小森谷 進	住友大阪セメント株式会社 栃木工場（佐野市）

この制度は高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成10年度から始まり、今回で24回目となるもので、今年度は全国で110名の方々が受賞されました。

受賞者の皆様、まことにおめでとうございます。

※「職長」とは、事業場で、部下の作業員等を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われている。

令和4年4月1日から

中小企業にも「パワーハラスメント対策」が義務化されます！

令和2年6月1日、労働施策総合推進法（労推法）の改正により、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。令和4年4月1日からは中小企業にも義務化され、すべての企業でパワーハラスメント対策を講じなければなりません。

◎職場におけるパワーハラスメントの定義（①～③の要素をすべて満たすもの）

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

*客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

◎パワーハラスメント（パワハラ）を防止するために講ずべき措置

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①パワハラの内容やパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、全労働者に周知すること
- ②パワハラの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、全労働者に周知すること。

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口を定め、全労働者に周知すること。
- ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。パワハラが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワハラに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

3 職場におけるパワハラへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。

4 併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、全労働者に周知すること。
- ⑩事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他の不利益取扱いをされない旨を定め、全労働者に周知すること。

◎パワーハラスメント対策については、栃木労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）へ

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、栃木労働局のホームページも御活用ください。

女性活躍推進法の改正について

～令和4年4月1日から、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、
情報公表が、労働者101人以上の企業にも義務化されます～

現行の女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が301人以上の企業に、行動計画（一般事業主行動計画）の策定等が義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも、行動計画の策定・届出と情報公表が義務化されます。

◎一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

基礎項目（必ず把握すべき項目）

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女の平均勤続年数の差異
- ・労働者の各月の平均残業時間数等の労働時間の状況
- ・管理職に占める女性労働者の割合

把握した状況から
自社の課題を分析
してください

ステップ2 行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、

(a) 計画期間、(b) 1つ以上の数値目標、(c) 取組内容と取組の実施時期

を盛り込んだ行動計画を策定し、労働者に周知し、外部に公表してください。

ステップ3 行動計画を策定したことを栃木労働局に届け出る

届出様式 <http://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc> (女活法単独型)

<http://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc> (次世代一体型)

ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

◎女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1つ以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・男女別の採用における競争倍率 ・労働者に占める女性労働者の割合 ・係長級に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種または雇用形態の転換実績 ・男女別の再雇用または中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平均勤続年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率 ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・雇用管理区分ごとの労働者一月当たりの平均残業時間 ・有給休暇取得率 ・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

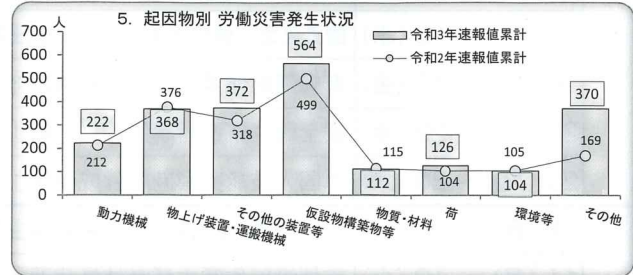
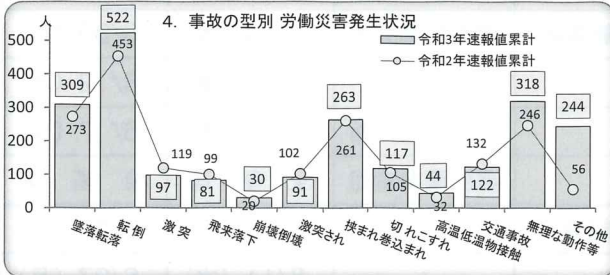
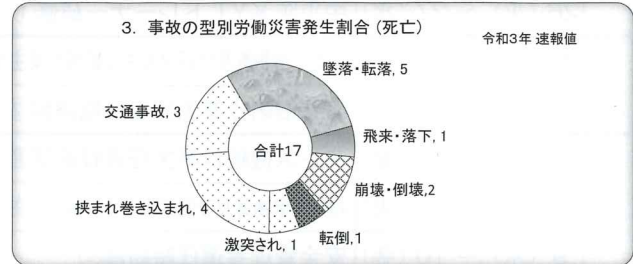
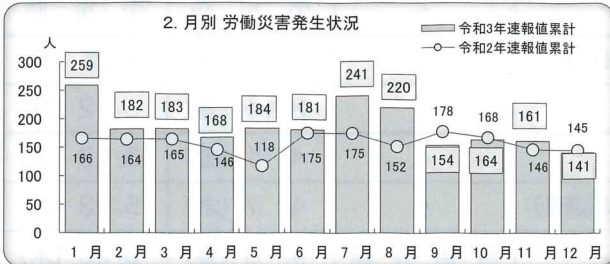
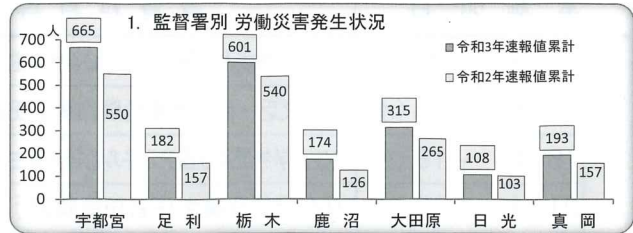
女性活躍推進法の詳細は、栃木労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）へ

栃木労働局からのお知らせ④（健康安全課） 労働災害発生状況（令和3年）

※休業4日以上^の死傷災害が大幅な増加となっているほか、死亡災害も88.9%増となっています。災害防止対策の徹底をお願いいたします。

（令和3年速報値／令和4年1月末現在）

区分	令和2年		令和3年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,898	9	2,238	17	+ 340	+ 17.9
製造業	484	2	594	2	+ 110	+ 22.7
建設業	192	3	214	6	+ 22	+ 11.5
道路貨物運送業	237		265	4	+ 28	+ 11.8
陸上貨物取扱業			15		-2	-11.8
林業	907	4	1069	3	+ 162	+ 17.9



とちぎ労基連トピックス②

栃木労働局からの要請・依頼の概要（12月14日以降分）

- ④9 3年12月14日付け 栃木労働局健康安全課長
（趣旨）保健衛生業及び陸上貨物運送事業に対する腰痛予防サイトに係る周知協力依頼
- ⑤0 3年12月15日付け 栃木労働局長
（趣旨）「今月のおすすめ情報」の周知広報依頼
- ⑤1 3年12月17日付け 栃木労働局長
（趣旨）栃木県特定最低賃金の周知広報にかかる協力依頼
- ⑤2 3年12月20日付け 栃木労働局長
（趣旨）冬季における年次有給休暇の取得促進にかかる周知協力依頼
- ⑤3 4年1月11日付け 栃木労働局長
（趣旨）「建材中の石綿含有率の分析方法について」の一部改正にかかる周知依頼
- ⑤4 4年1月13日付け 栃木労働局監督課長
（趣旨）時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定）届出時に留意いただきたい内容に係るリーフレットの周知依頼にかかる協力依頼
- ⑤5 4年1月13日付け 栃木労働局労働基準部長
（趣旨）労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載にかかる留意事項について
- ⑤6 4年1月18日付け 栃木労働局健康安全課長
（趣旨）第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画配信の周知依頼
- ⑤7 4年1月19日付け 栃木労働局長
（趣旨）石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行にかかる周知協力依頼
- ⑤8 4年1月19日付け 栃木労働局長
（趣旨）石綿ばく露防止対策の推進にかかる周知協力依頼
- ⑤9 4年1月19日付け 栃木労働局健康安全課長
（趣旨）治療と仕事の両立支援制度の周知啓発にかかる協力依頼
- ⑥0 4年1月26日付け 栃木労働局長
（趣旨）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知協力依頼
- ⑥1 4年1月27日付け 栃木労働局健康安全課長
（趣旨）石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施に係る周知等への協力依頼

令和4年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
4	5(火)～6(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	建設産業会館	2/4(金)	3/22(火)
	11(月)～13(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	〃	2/10(木)	3/28(月)
	18(月)～19(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	〃	2/16(水)	4/4(月)
	21(木)～22(金)	有機溶剤作業主任者技能講習①	〃	2/21(月)	4/7(木)
	26(火)～27(水)	中災防KYTトレーナー研修①	〃	中災防	中災防
5	9(月)～10(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	3/9(水)	4/25(月)
	16(月)～17(火)	有機溶剤作業主任者技能講習②	〃	3/11(金)	5/2(月)
6	2(木)～3(金)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/1(金)	5/19(木)
	6(月)～7(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	4/7(木)	5/23(月)
	9(木)～10(金)	安全管理者選任時研修①	護国会館	4/8(金)	5/26(木)
	13(月)～15(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	建設産業会館	4/14(木)	5/30(月)
	16(木)～17(金)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	4/15(金)	6/2(木)
	21(火)～22(水)	安全衛生推進者講習①(一般①)	護国会館	4/21(木)	6/7(火)
	28(火)～30(木)	外国人技能実習制度養成研修①	建設産業会館	全基連	全基連
7	4(月)～5(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	5/6(金)	6/20(月)
	11(月)～12(火)	有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	5/11(水)	6/27(月)
	19(火)～21(木)	第一種衛生管理者試験準備講習①	〃	5/19(木)	7/12(火)
	26(火)～27(水)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/26(木)	7/12(火)
	28(木)～29(金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	建設産業会館	5/27(金)	7/14(木)
8	1(月)～3(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	6/1(水)	7/19(火)
	4(木)～5(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/3(金)	7/21(木)
	8(月)～9(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	6/8(水)	7/25(月)
	17(水)～19(金)	第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/17(金)	8/3(水)
	25(木)～26(金)	第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/24(金)	8/17(水)
	29(月)～30(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	6/29(水)	8/17(水)
9	1(木)～2(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	7/1(金)	8/18(木)
	5(月)～7(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/6(水)	8/22(月)
	20(火)	第一種衛生管理者・模擬試験	〃	5/19(木)	9/13(火)
	21(水)～22(木)	安全衛生推進者講習④(一般②)	〃	7/21(木)	9/7(水)
	26(月)～27(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	7/25(月)	9/12(月)
10	6(木)～7(金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/5(金)	9/22(木)
	11(火)～12(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	8/10(水)	9/27(火)
	13(木)～14(金)	安全管理者選任時研修②	護国会館	8/10(水)	9/29(木)
	24(月)～26(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	8/24(水)	10/11(火)
	27(木)～28(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	〃	8/26(金)	10/13(木)

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	1(火)～2(水)	栃木 KYT トレーナー研修②(中災防主催)	建設産業会館	中災防	中災防
	3(木)	出張特別試験(関東安全衛生技術センター主催)	宇都宮大学	別途	別途
	7(月)～8(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	9/8(木)	10/24(月)
	10(木)～11(金)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	9/9(金)	10/27(木)
	15(火)	衛生推進者養成講習	護国会館	9/15(木)	11/1(火)
	21(月)～22(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	9/21(水)	11/7(月)
	29(火)～12/1(木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全基連	全基連
12	5(月)～7(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	10/4(火)	11/21(月)
	12(月)～13(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑩	〃	10/12(水)	11/28(月)
	21(水)	安全管理者能力向上教育	〃	10/21(金)	12/7(水)
	22(木)～23(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	10/21(金)	12/8(木)
1	10(火)～11(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑪	〃	11/9(水)	12/26(月)
	16(月)～17(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	11/16(水)	1/5(木)
	25(水)～26(木)	鉛作業主任者講習	〃	11/25(金)	1/11(水)
	30(月)～31(火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	11/30(水)	1/16(月)
2	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	12/2(金)	1/23(月)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑫	〃	12/14(水)	1/30(月)
	21(火)～22(水)	安全管理者選任時研修③	護国会館	12/21(水)	2/7(火)
	27(月)～28(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	12/26(月)	2/13(月)
3	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	1/6(金)	2/20(月)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑬	〃	1/13(金)	2/27(月)
	22(水)～23(木)	安全衛生推進者講習⑤(一般③)	〃	1/20(金)	3/8(水)
	27(月)～28(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	1/27(金)	3/13(月)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをごダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

講習種類別(次回更新: いずれも2024年3月30日)	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第189号

令和4年度 各種講習料一覧表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

	講習料(税抜)		税(10%)	小計	テキスト本体価格税(10%)		小計	合計	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 技能講習	実技免除無	¥16,500	¥1,650	¥18,150	¥2,100	¥210	¥2,310	¥20,460	
	実技免除者	¥14,500	¥1,450	¥15,950	¥2,100	¥210	¥2,310	¥18,260	
有機溶剤作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
プレス機械作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,400	¥140	¥1,540	¥13,640	
乾燥設備作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,100	¥210	¥2,310	¥14,410	
鉛作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,600	¥160	¥1,760	¥13,860	
安全衛生推進者等 養成講習		¥12,500	¥1,250	¥13,750	¥1,300	¥130	¥1,430	¥15,180	
衛生推進者養成講習		¥9,000	¥900	¥9,900	¥1,000	¥100	¥1,100	¥11,000	
安全管理者選任時 研修		¥14,000	¥1,400	¥15,400	¥1,500	¥150	¥1,650	¥17,050	
第一種衛生管理者 試験準備講習		¥20,000	¥2,000	¥22,000		¥6,200	¥620	¥6,820	¥28,820
	(内訳)				上	¥2,000	¥200	¥2,200	
					下	¥2,000	¥200	¥2,200	
					問	¥2,200	¥220	¥2,420	
第二種衛生管理者 試験準備講習		¥14,000	¥1,400	¥15,400		¥4,400	¥440	¥4,840	¥20,240
	(内訳)				上	¥1,600	¥160	¥1,760	
					下	¥1,200	¥120	¥1,320	
					問	¥1,600	¥160	¥1,760	
衛生管理者試験 受験直前 模擬試験講習	準備講習 未受講	¥7,000	¥700	¥7,700	¥6,200	¥620	¥6,820	¥14,520	
	準備講習受講	¥6,000	¥600	¥6,600				¥6,600	
安全管理者 能力向上教育		¥9,000	¥900	¥9,900	¥2,000	¥200	¥2,200	¥12,100	
衛生管理者 能力向上教育		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,500	¥250	¥2,750	¥14,850	

(注 : テキスト代金については、年度途中で価格改定があった場合は変更となることがあります。)

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省サイトでも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID
（gBizプライムまたはgBiz
エントリー）が必要です。gBiz
IDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限りです。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 3月17日(木) 第3回総務部会・第4回理事会
宇都宮市文化会館会議室
- ② 4月19日(火) 雇入れ時の安全衛生教育
栃木県護国国会館
- ③ 4月26日(火) 第1回総務部会・理事会
宇都宮市文化会館会議室
- ④ 4月27日(水) 宇都宮地区労働災害防止団体連絡会議
宇都宮市文化会館会議室
- ⑤ 5月12日(木) 化学物質のリスクアセスメント実務研修
栃木県護国国会館
- ⑥ 5月20日(金) 定時総会
コンサーレ
- ⑦ 5月25日(水) 宇都宮地区THP推進協議会総会
ホテルニューイタヤ

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 3月5日(土)～6日(日)
クレーン取扱業務等特別教育 オグラ金属(株)
- ② 3月10日(木) 企業訪問リスクアセスメント研修
菊地歯車(株)
- ③ 3月24日(木) 第4回役員会・第3回理事会
足利市民プラザ
- ④ 4月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)
フォークリフト運転技能講習
わたらせ技能講習センター
- ⑤ 4月21日(木) 第1回役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑥ 4月22日(金) 雇入れ時安全衛生教育
足利市民プラザ
- ⑦ 5月14日(土)～15日(日)・22日(日)
玉掛け技能講習会 わたらせ技能講習センター
- ⑧ 5月20日(金) 令和4年度通常総会
ニューミヤコホテル

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 3月24日(木) 労働災害防止団体等連絡会議
サンプラザ
- ② 4月15日(金) 第1回理事会 小山グランドホテル
- ③ 4月19日(火) 雇入れ時教育 栃木商工会議所
- ④ 4月26日(火) 雇入れ時教育② 栃木商工会議所
- ⑤ 5月13日(金) 通常総会 サンプラザ
- ⑥ 5月26日(木)～27日(金)
安全管理者選任時研修 栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 3月3日(木) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ② 3月7日(月) 正副会長会議 ホテルサンルート佐野
- ③ 3月17日(木) 第3回理事会 ホテルサンルート佐野
- ④ 3月24日(木) 栃木労基署管内災害防止団体長会議
栃木市「サンプラザ」
- ⑤ 4月7日(木) 正副会長会議 仙水閣
- ⑥ 4月14日(木) 令和4年度監査会・第1回理事会
仙水閣
- ⑦ 4月27日(水) 雇入れ時安全衛生教育
佐野市勤労者会館
- ⑧ 5月10日(火) 令和4年度通常総会・第2回理事会
ホテルサンルート佐野
- ⑨ 5月18日(水)～19日(木)
安全管理者選任時研修 佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 3月17日(木) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 3月24日(木) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 4月15日(金) 雇入れ時等教育
ボイラ・クレーン安全協会
- ④ 4月19日(火) 総務部会 鹿沼市民情報センター
- ⑤ 4月26日(火) 理事会 鹿沼市民情報センター
- ⑥ 5月13日(金) 通常総会 ㈱福田屋百貨店鹿沼店

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月4日(金) 理事会 TOKOTOKOおおたわら
- ② 3月11日(金)
総務部・産業安全部・労働衛生部合同部会 カシマ
- ③ 4月予定 雇入れ時等教育 場所未定
- ④ 5月予定 理事会 場所未定
- ⑤ 5月予定 産業安全部会 場所未定
- ⑥ 5月予定 安全管理者等研修 場所未定
- ⑦ 5月予定 総務部会 場所未定
- ⑧ 5月予定 総会 場所未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 3月8日(火)～10日(木)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 宇都宮市内
- ② 3月16日(水) 専門部委員会合同会議
日光市大沢公民館会議室
- ③ 4月12日(火) 刈払機取扱作業安全衛生教育
日光市大沢公民館会議室(林災防協力)
- ④ 5月24日(火)～26日(木)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 宇都宮市内
- ⑤ 5月24日(火) 低圧電気取扱特別教育 会場未定
- ⑥ 5月30日(月) 職長の能力向上教育 会場未定
- ⑦ 5月 理事会・通常総会 会場未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 3月17日(木) 令和3年度第3回理事会
真岡市青年女性会館
- ② 3月22日(火)～23日(水)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
技能講習出張講習(連合会協力)
真岡市青年女性会館
- ③ 4月15日(金) 専門部会合同会議 真岡市民会館
- ④ 4月19日(火) 雇入れ時等の安全衛生教育
真岡市民会館
- ⑤ 4月26日(火) 第1回理事会 真岡市公民館西分館
- ⑥ 5月16日(月) 定時総会 真岡市公民館西分館
- ⑦ 5月25日～26日(木) 職長教育
真岡市公民館西分館

第81回

全国産業安全衛生大会



大会テーマ **太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵**

開催期間 令和4年 **10月19日(水) → 21日(金)**

会場 **総合集会：マリンメッセ福岡** (福岡県福岡市)
分科会：福岡国際会議場 ほか 福岡市各会場

同時開催 参加費無料 **緑十字展2022 マリンメッセ福岡**



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>
主催：中央労働災害防止協会
協力：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 協賛：各都道府県労働基準協会（連合会）ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

